

一 産廃の処理 その基本の基本 一

自動車整備工場、解体作業場から出される廃油、廃液、汚泥、不要となった部材等は、産業廃棄物です。

ポイント1 許可業者に引き渡すこと！

産業廃棄物は、許可のある業者（処理業者という。）以外には引き渡してはいけません。なお、自分の廃棄物を自分で適正に運搬又は再資源化することは許可不要です。

① 収集運搬業者と処分業者の両方の許可を確認する

廃棄物を引き渡す運搬業者の許可（産業廃棄物収集運搬業許可）だけでなく、運搬された先で廃棄物を処分する業者の許可（産業廃棄物処分業許可）も確認が必要です。

「運搬先のことは、運搬業者に任せているので分からない」 ←これはダメです！！

② 廃棄物の種類を確認する

産業廃棄物の許可証には、その処理業者が扱える廃棄物の種類が記載されています。

- ・ **廃油** （エンジンオイル、油水分離装置からの回収廃油など）
- ・ **廃アルカリ** （LLC、ウォッシャー液など）
- ・ **汚泥** （油水分離装置、排水側溝の清掃汚泥など）
- ・ **廃プラスチック、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず** （廃棄物の材質に応じたもの）

※なお、自動車関連の事業から出される紙くず、木くず、繊維くず及び、家庭のゴミは一般廃棄物です。

ポイント2 処理委託契約を結ぶこと！

産業廃棄物を処理業者に引き渡すには、あらかじめ委託契約を結ばなければいけません。

① 契約は必ず書面で取り交わすこと（処理業者の許可証のコピーを契約書に添付する）

② 収集運搬、処分のそれぞれについて契約し5年間保存すること

東京都環境局のホームページに「産業廃棄物処理委託契約書」のモデルが掲載されていますので、参考にして下さい。

ポイント3 マニフェストを交付すること！

産業廃棄物を処理業者に引き渡す際には、マニフェストを交付しなければいけません。

① 廃棄物を引き渡すたびに交付し、控え（A票）を保存すること

② 処理業者により廃棄物の処理が完了する毎に、マニフェストの写し（B2、D、E票）が返送されて来るので、内容を確認し、控え（A票）とともに5年間保存すること

その他にも規定があります。東京都環境局のホームページに「産業廃棄物適正処理ガイドブック」が掲載されていますので、そちらも参照してください。

- ※ 廃油や部品の端材などで有価物として買い取られる物は、上記の規定の対象ではありません。
- ※ 廃タイヤ等は、メーカーの回収ルートに乗せれば許可が不要となるケースがあります（広域認定）。
- ※ 使用済自動車、解体自動車、エアバッグは廃棄物に該当しますが、上記の規定は適用されません。